

令和7年5月22日(木)
矢倉 克夫 議員(公明)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

7問 指定法人からの委託や再委託をする場合、その委託先・再委託先を法務省は監督できるのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の記載事項とし、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、指定法人は、委託先及び再委託先における取扱いを含めて、その安全管理を確保すべき義務を負う。
- したがって、指定法人が民事裁判情報管理提供業務の一部を委託し又は再委託に同意するに当たっては、指定法人において、委託先との契約及び再委託に係る同意を通じ、それらの委託先等を適切に監督することが求められる。
- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再委託に当たり、指定法人が法務大臣の承認を受けなければならないこととしている。
- 法務省としては、業務委託による情報漏えいのリスクにも十分留意しつつ、承認の可否について適切に判断するとともに、指定法人に対する各種監督権限の行使を通じて、委託先・再委託先の業務の適正を確保してまいりたい。

(参考)

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定(第12条)の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先(再委託先を含む。)にも準用することとしている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。